

2. 池田町老人クラブ連合会

日常生活支援「LOREN 支えあいパートナー事業」の取り組み



池田町の概況



十勝平野の中央やや東寄りに位置し総面積は371.91km²。地勢は平たんで山岳地帯でも海拔100mから200mを超える程度。距離は東西25km、南北32km。気候は、夏は30℃を超え、冬は氷点下20℃を下回ることから、1年の寒暖の差は50℃以上になります。降雨量、降雪量共に十勝管内では少ない方で“十勝晴れ”と呼ばれる爽やかな晴天に恵まれることが多いのも特徴。しかし昨年は8月に4つの台風が上陸。台風10号は、十勝管内でも河川の氾濫が起こり甚大な被害をもたらし池田町にも一部地域に避難指示が出た。



人口 6,803人
高齢化率 41.9%以上
(平成30年4月末現在)
65歳以上2,849人
老人クラブ数 17 クラブ
老人クラブ会員 758 人



池田町老人クラブ連合会の概況

事務局
(社協)

組織構成 クラブ数17クラブ、会員数758名

会長 1 名

副会長4名（うち1名は女性部長）

理事19名
(会長1名・副会長4名・常任理事5名
・理事9名)

代議員39名（人数割り）



女性部17名
(女性部長1名・女性
副部長3名・部員13名)

LOREN支えあいパートナー会 会員(758名)/単位クラブ17団体

LOREN支えあいマネジャー17名(単位クラブから1名※研修受講者)

主な事業

- ①単位クラブ交流会
- ②先進地老人クラブ視察交流旅行
- ③LOREN支えあいパートナー事業
- ④社協主管のふれあい広場いけだで、『ふれ愛たすけ愛1円玉募金等』
- ⑤ウエス・雑巾・バスタオル・バスマット・食事用エプロン 寄付事業など



①単位クラブ交流会



③LOREN支えあいパートナー事業



②先進地老人クラブ視察交流旅行
平成30年度は北見市老人クラブ連合会常呂支部と交流



④ふれあい広場いけだにて
『ふれ愛たすけ愛1円玉募金』

① 池田町における新地域支援事業（日常生活支援総合事業）の取り組み

■ 平成27年度に総合事業に移行した経緯

- ・ 老人クラブ連合会、町内会連合会の事務局を担当している社会福祉協議会が、日頃から住民の声を集約できる体制を作っていたことから、生活支援コーディネーターと協議体は、社会福祉協議会が町から委託を受けて平成27年4月から開始。
- ・ 平成18年度から、町内会連合会が中心となって住民主体の介護予防活動「ふまねっと健康教室」に取り組んでおり10年になる。各町内会館に研修を受けた住民が自主的に巡回して実施。
- ・ 子育て中の主婦等を社協で雇用して通いの場に派遣し、「住民と住民」、「住民と通いの場」をつなぐことで高齢者の社会参加の機会が拡大してきた。
- ・ 平成26年10月から町営のコミュニティバスが通いの場を結び、高齢者の生活範囲と介護予防に取り組む機会が広がった。
- ・ 平成28年10月から老人クラブ連合会が主体となり「LOREN 支えあいパートナー事業」が開始され、支えあいマネジャーの活動が訪問型3層生活支援コーディネーターの役割とみなして介護支援ボランティアポイントの対象となっている。



▲ふまねっと健康教室

②「LOREN支えあいパートナー事業」取り組みに至る経緯

(1)なぜ『LOREN支えあいパートナー事業』を始めることになったのか。

問題点 急激な会員の減少とそれに伴う単位クラブ組織の解散。

会員減少が進むと役員のなり手が無くなる。⇒数年後に連合会の運営危機か

目 標

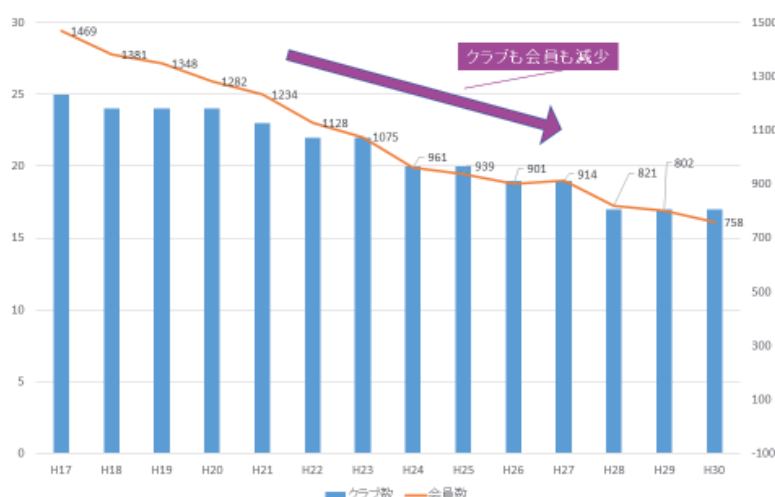
1. 会員減少に歯止めをかける
2. 新規会員の獲得

解決策

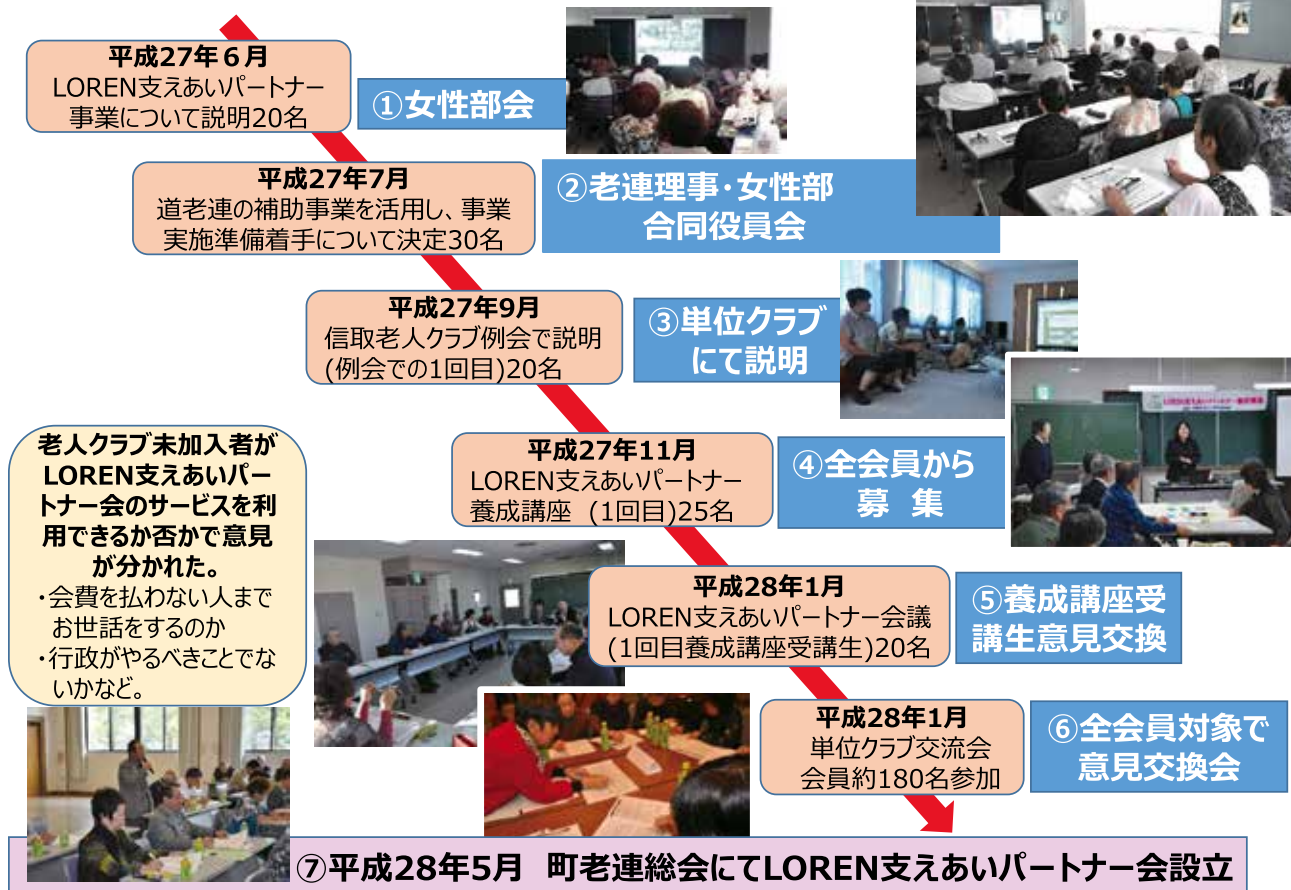
会の事業を一部見直し、既存会員が喜ぶ、また、新たな人が入会したくなるような、時代に合わせた魅力ある事業に取り組んでみてはどうか。

**LOREN支えあい
パートナー事業
のきっかけ**

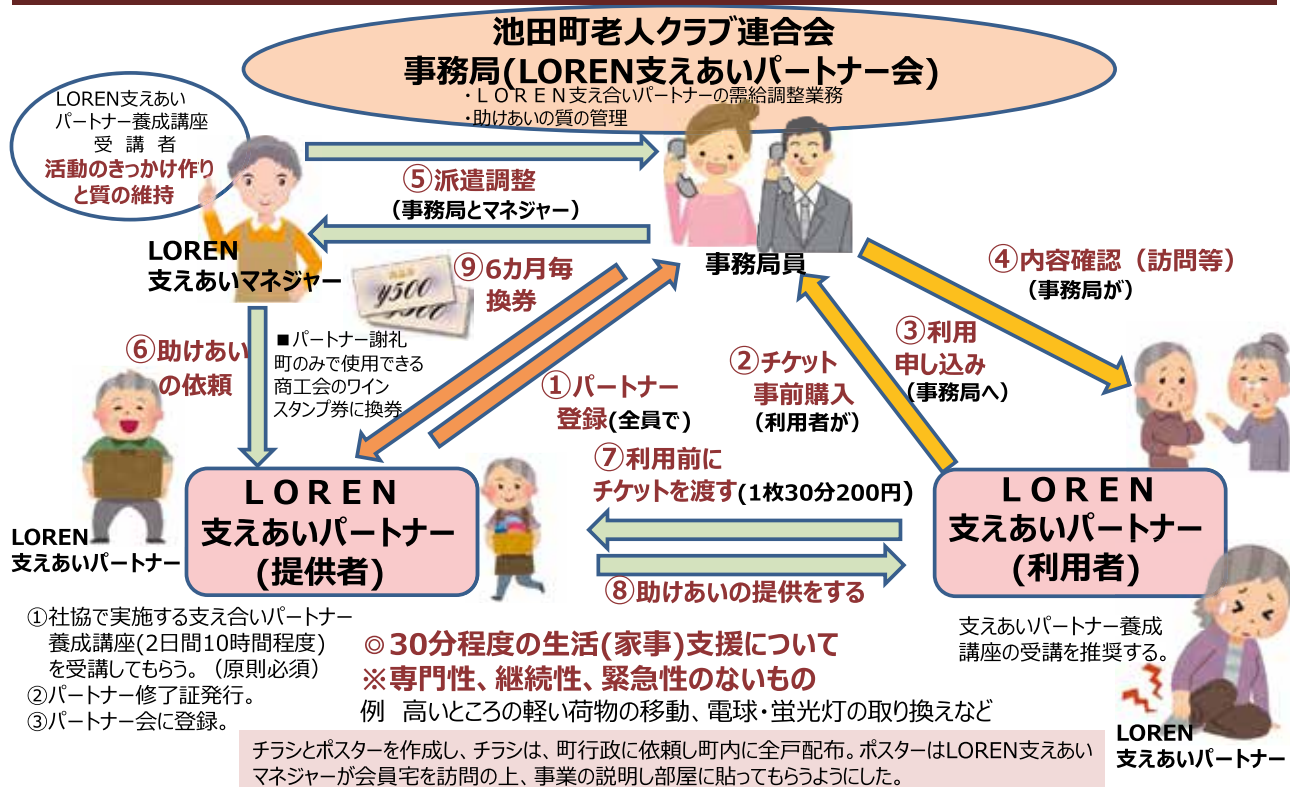
池田町における単位クラブ数と池田町老人クラブ連合会会員数の推移



(2)新しい事業に対する役員の共通理解と組織決定までの過程



高齢者同士の生活支援(助け合い)のしくみをどうつくるか



※町から立ち上げ支援として養成講座の費用186,000円/年(H29) 補助を受けている。まだ訪問型サービスBではない。利用料200円/回だが、報酬は250円/回となっており、50円/回は、会の拠出金(単位老人クラブ毎の年会費)で賄っている。活動費補助(50円/回)について町から補助をもらった場合はサービスBとなる。今後の目標である。

Copyright © 2017 ikedacho-shakyo All Rights Reserved.

(2)平成28年度(9月～29年3月迄)の派遣及び活動の成果

- ①相談件数 13件
②利用件数 7件(人)

平成28年度102回25500円(1530時間の活動)
交通費チケット500円

老人クラブ未加入者⇒本事業を通じて老人クラブに加入した人 1名

- ③活動した支え手の人数 延べ7人

- ④主な利用内容

○サービスの内容(規程 第7条)

- ・30分程度の生活(家事)支援
- ・専門性、継続性、緊急性のないもの

ゴミ出し(日常ゴミ、資源ゴミ、粗大ゴミ)

※冬期間は足元が滑りやすく、自分でゴミ出し時に転倒の危険がある。

※病院から退院後、動けるようになるまでの間に助けてもらいたい。

窓拭き、話し相手、家事全般

- ⑤派遣回数 家事援助 101回 話し相手1回

- ⑥LOREN支えあいパートナーチケット購入分 21セット

- ⑦支えあいマネジャー会議2回、パートナー養成講座4回、制度説明11か所



(2)平成29年度(4月～30年3月迄)の派遣及び活動の成果

- ①相談件数 5件
②利用件数 8件(人)

平成30年度102回26500円(53時間の活動)

- ③活動した支え手の人数 8人

- ④主な利用内容

煙突掃除、チェーンソー修理、石運び、草むしり、話し相手
網戸交換、土運び、スコップ収納、噴霧器調整、ごみ出し
氷割、戸の立てつけ修理、車庫のシャッター油さし、
時計の電池交換



- ⑤派遣回数 家事援助 97回 話し相手 5回

- ⑥LOREN支えあいパートナーチケット購入分 17セット

- ⑦支えあいマネジャー会議 1回、パートナー養成講座 3回

(2) 平成30年度(4月～31年2月迄)の派遣及び活動の成果

- ①相談件数 5件 平成30年度23回7,500円(15時間の活動)
- ②利用件数 6件(人)
- ③活動した支え手の人数 9人
- ④主な利用内容
草むしり、窓ふき、煙突掃除、剪定
- ⑤派遣回数 家事援助 23回 話し相手0回
- ⑥LOREN支えあいパートナーチケット購入分 7セット
- ⑦LOREN支えあいパートナーチケット払い戻し分 3人分
転居1件 ご逝去2件
- ⑧支えあいマネジャー会議 1回、パートナー養成講座 4回



(3) 事例紹介①

- 利用者 90代 男性
- 相談経路 単位老人クラブの支えあいマネジャー→事務局へ電話。
- 支援を受けたい内容
 - ・近隣他町村に住む娘が来る時間帯の合間に、家事の手伝いが欲しい時に利用したい。
 - ・ゴミ出しをして欲しい。
 - ・配食サービス券購入のお手伝いをしてほしい。
 →まだ利用されていないが、足元が悪くなる冬場に配食券が無くなる前に利用予定。

□利用者(依頼者)の感想

冬になったらゴミ出しも大変。チケットを出すことでお互いに気をつかわなくてもいいので良い。

□提供者(訪問者)の感想

今までは、話相手に来て欲しいと言われ頼まれていた。訪問するたびにお礼としてお菓子や果物などを持たされるので、行きにくかったがパートナー事業になったら心理的に楽な気持ちになった。高齢者同士で気軽にサポートできる良いしくみだと思う。



(3) 事例紹介②

- 利用者 70代 女性（老人クラブ未加入）
- 相談経路 チラシを見てご本人から電話→事務局へ
- 初回は、事務局も同行して訪問。
- 支援を受けたい内容
 - ・2階から粗大ごみとして碁盤を搬出して欲しい。
→夫婦でパートナー講習を受けた方が2人で訪問。（チケット200円×2人分）
 - ・2階のBSアンテナに降り積もった雪を除去して欲しい。
→危険はないので道具を使って除去。
夫婦2人でボランティア（社会参加）という素敵な場面が生まれた。



▲実際の碁盤搬出時の様子

⇒老人クラブに入会した。

最大の成果

□利用者(依頼者)の感想

1人暮らしなのでそろそろ老人クラブに入ろうかと思っていたのでいいきっかけになった。

□提供者(訪問者)の感想

隣に住んでいたが、ここ最近交流が無かった。今度、社協で実施しているサロンに誘ってコーヒーでも飲んでこようかと思う。老人クラブに入会してくれて良かった。



▲社協の地域福祉の拠点ROCOCOサロン
毎週火曜日午後から参加費100円。コミバスのターミナルになっている。

(4) 成果(老人クラブが取り組むべき活動として思えるかという観点から)

- ・ 友愛活動(声かけ見守り運動)から支えあいパートナー事業(軽微な生活支援)へ発展。
- ・ 会員全員が助ける側、助けられる側になる可能性があるということを改めて確認。
- ・ 事務局に直接困りごとを電話することで、会員内外の高齢者の生活課題がわかってきた。
- ・ 介護保険のヘルパーができることと、できないことについて学ぶこと。
- ・ 利用する者としてのマナーも大切であり、介護職員に負担をかけないという配慮が必要。
- ・ この事業に取り組んだことにより、当初の目的のとおり会員増加につながってきた。
- ・ 単位老人クラブが解散した地区について、どう支援するかという議論にまで発展してきた。



▲生活支援コーディネーターから説明を受け、話し合いを行う農村部のクラブ。クラブから社協に依頼し実施。



▲LOREN支えあいパートナー養成講座。年4回実施。定員25名。無料で何回も受講できる。

(5) 課題（活動に取り組む上で感じている課題）

- ・ 若い年代に協力してもらう方法について工夫が必要。
- ・ 家族同居や町内に家族がいる場合には、家族にしてもらうべきだという意見がある。
- ・ ご本人の要望を組み入れて、派遣する人を選定する基準が難しい。
- ・ ケアマネジャーに活動内容や活動範囲について正確に理解してもらいたい。
(支えあいパートナーは介護保険のヘルパーが、できないところを手伝う。)
- ・ 本人、家族、専門職を含めて地域の方すべてに活動の主旨を理解してもらえるよう、宣伝・広報活動を継続して積極的に行う必要がある。



▲支えあいマネージャー連絡会議（情報共有）



▲ゴミ出しのための訪問でチケットを説明する支えあいパートナー



■老連役員としてのこの事業への想い

<企画段階>

○「老人クラブでやってみよう」と思ったのは、社協や老連の担当者の若い世代代の人達が老人クラブに対して一生懸命心配してくれるのをみて、高齢者が黙っているのは一寸違うのではないかと思ったからです。

○これから人口も減る。老人だけが取り残されるような気がします。国の方針で要支援、要介護1、2の生活支援が受けられなくなるかもと聞き、私達のことなのに無関心ではいけないと思いました。

○研修を受け、支える人も支えてもらう人もマナーが必要だと聞きました。年をとるとわがままになるので、介護について知っておきたいと考える人は多いと思います。

○研修は、「担い手になることが条件」ではありません。必要な知識・マナーを身につけるための研修なので、参加しやすかったと思います。そのうち私自身も助けてもらう時が必ず来ます。それまで元気であるという願いをかなえるために、必要なことだと理解しています。

養成講座のテーマ（例）（2日間／講義合計270分）

介護保険制度、ケアプランの実際（自立に向けた介護）、高齢者の特徴と対応、認知症の理解、コミュニケーションの手法、訪問マナー（守秘義務）、緊急時の対応、生活援助サービスの実際、ボランティア活動の意義、介護されかた教室、支え合いパートナー制度の説明

○会員の方々は、支え合いについて、「良いことである」と頭ではわかってもらえましたが、自分が助ける人になるという行動に移る時、立ち止まるといった状況です。社協や老連事務局に確かに支援を頂いていますが、根本は自分達だと思っています。

○窓口が社協にあるということはとても良いことです。助けられる人も助ける人も、直接、高齢者に相談するのではなく、社協職員が間に入ってくれるので心が楽です。

○実際に活動している利用者・提供者のみなさんの感想は、チケット制の煩わしさなどは無く、お互いに感謝の気持ちが伝わるので、とてもいいとのことでした。

*「年寄りのお金は大事」

母が生きていた頃、親しくしていた97歳の方が、おすそわけ、顔見せ、その他色々手伝うと、夏はメロン、12月には酒と、必ず気を使ってお礼の品を持ってこられました。その時「年寄りのお金は大事じゃぞう」と母がしみじみ言った言葉が忘れられません。96歳で亡くなった母は、農家で国からの年金は月2万円でした。今回「チケット制の助けあい」の話を聞いた時、安心して頼める良い制度だと思って、積極的に参加したというのが本当のところですよ。

<実際に行ってみて感じる事>

○ 役員としても個人としても、焦らずゆっくり前進できれば良いと考えています。私を含めて、会員のみなさんの中に少しずつ理解が進んでいると感じています。

○ 支えあいパートナー養成講座は、当初、町の中心部の会場で開催しましたが、会員の全員参加を目標とするため、参加しやすいように各単位老人クラブ会館に講師が出向く形に変更しました。また、何回でも受講できることにしたため、複数回受講された方もいました。まずは、みなさんが行動を起こして下さいました。

○周囲の反応

・周囲の反応をみていると、事業が浸透するまで10年はかかると思います。
・老人はこのしくみを喜ぶますが、家族が難色を示す人もいます。
事業者には世話になるように割り切れず、家族として「親のことで近所の人に迷惑をかけられない」と思う人もいるということです。

○「やってよかった」と感じる事

・同じ町内に住んでいて、この「しくみ」がなければ出会うことのなかった人に出会えたという喜びがありました。

・「活動を行ったあとに不思議なぐらいの満足感と達成感」があったことです。
雪道20kmを走って訪問した時は大変でしたが…。

◆みなさんも「考える」ことから一歩進めて、「動き出し」てみてはいかがでしょうか。
私と同じ気持ちを味わってみて欲しいと思います。

ボランティアポイント付与の考え方

助けて欲しい人の支援チームを作る役割をポイント対象とします

LOREN支えあいマネージャーの基本的役割

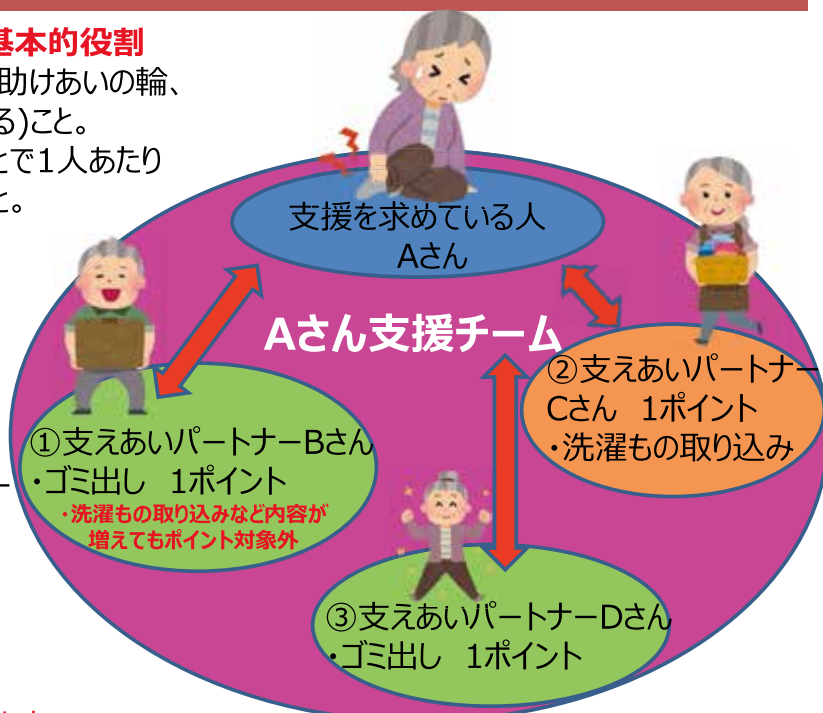
- ①支援を求めている人(個人)の助けあいの輪、見守りの輪を広める(チーム化すること)。
- ②できる限り多くの人に関わることで1人あたりの支援に係る負担を軽減すること。



【平成29年4月～】

※マネージャーが事務局に紹介して活動が始まったら1ポイント。

※支援を求めているパートナーに新しい支援する人をつなげ、活動が始まった時に1ポイント付与されます。



Copyright © 2017 ikedacho-shakyo All Rights Reserved.

今、池田町では老人クラブの立て直し支援をメインに取り組んでいます！

LOREN支えあいパートナー事業で、福祉の知識と仲間を増やし、元気高齢者を増やします！



全員参加が目標



1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目
27名	29名	28名	24名	29名	22名	36名	16名	36名

10回	11回	12回	13回目	合計	取得率 複数参加含 (実人数)	会員数	回数
25名	27名	28名	23名	350名	46.2% (33%)	757名	年4回

LOREN支えあいパートナー養成講座カリキュラム(2日間計10時間)

※池田町老人クラブ連合会事業予算で実施。(約8万5千円/H28年度)主管は池田町社協。 2日間合計10時間受講料 無 料

講座A	時間	講師	講座B	時間	講師
介護保険制度	45分	町	ボランティア活動の意義	60分	社協ボランティアC
ケアプランの実際 (自立に向けた介護)	45分	ケアマネ	グループワーク①「活動メニューについて」	50分	社協生活支援C
高齢者の特徴と対応	50分	初任研講師	支えあいパートナー制度の説明	30分	老連事務局 (社協生活支援C)
認知症の理解	60分	初任研講師	緊急時の対応	60分	消 防
コミュニケーションの手法	30分	初任研講師	グループワーク②「介護されかた講座」	80分	初任研講師
訪問マナー(守秘義務)	30分	初任研講師	■研修テキストは、介護職員初任者研修テキスト「中央法規」を部分的に使用。10時間で全範囲網羅できないため、初任者研修を担当している講師に指導を依頼し、生活援助と高齢者向けという点に絞り、カリキュラムを独自に構成した。		
生活援助サービスの実際	60分	初任研講師			
	合計 320分			280分	

- 年間4回程度同じ講座を定員26名で開催する。1日のみ受講も可能。2日分受講者にパートナー証を交付する。
- 復習のために受講後も、何度も受講できる。
- 支えあいパートナーとして訪問する人はパートナー証を取得する必要がある。
- 支えあいマネージャーとしてマッチング業務を担う人は、パートナー証を取得していて、マネージャー会議に出席できる人。
介護支援ボランティア登録もしてもらい、調整業務1活動1ポイントとする。
- 老人クラブ員全員の受講を目指して取り組みます。

Copyright © 2016 ikedacho-shakyo All Rights Reserved.

LOREN支えあいマネージャー・利用者登録

クラブ名	氏名	利用者登録について		養成講座受講	
		会員限定	会員以外可	会員限定	会員以外可
池田寿クラブ			○		○
ほのぼのクラブ			○		○
旭1さくら会			○		○
旭2 楡の会			○		○
旭3 旭寿会			○		○
旭4 親交会		○		○	
悠友クラブ		○		○	
利別高砂会			○		○
昭栄老人クラブ			○		○
東台旭老人クラブ		○		○	
東台長寿老人クラブ		○		○	
川合万寿クラブ			○		○
千代田長寿会			○		○
豊田豊寿会		○			○
青山福寿会		○		○	
信取老人クラブ			○		○
常盤老人クラブ		○		○	

東京で池田町老人ク 独自の取り組み紹介 高齢者が互いに生活支援



池田独自の支援事業について説明する庄司明子さん(池田町社協提供)

池田町老人クラブ連合会(の庄司明子副会長)は16日、東京・霞が関で開催された全国老人クラブ連合会(東京)のセミナーで、高齢者宅の簡単な家事支援を老人クラブ会員が行う池田の独自の取り組み「LORAIN支えあいパートナー事業」について報告した。全国的にも異例の取り組みに、関係者ら約120人が注目して聞き入った。

この事業は、研修を受けた老人クラブの会員がサービス提供者となり、地域の

高齢者宅で軽い荷物の移動や電球の交換、ごみの分別といった30分程度の簡単な家事を支援する内容。チケット(1回200円分)で謝礼を受け取り、町内で使用限定の商品券に引き換えられる。地域の高齢者自身が支え手となることで介護予防につなげ、謝礼による地域内の消費拡大をも狙った。

庄司さんはこの日、全国の老人クラブ関係者を前に、スライドを交えて事業の内容について説明。自らの経験も交え「謝礼をやりとりするので、互いに気を使わず、高齢者同士が気軽に助け合える仕組みだと思

う」とし、「この仕組みが浸透するには10年くらいかかりそうだが、一歩ずつ前に進みたい」と語った。

会場からは、自治体と地元の元社会福祉協議会も連携した「チケット制」の取り組みは全国的にもほとんど例がないとの詳細や、「直ちに同じことはできないが、自分の町でも参考にしたい」などの意見が出ていたという。

(米林千晴)

十勝 帯広

帯広支社

報道 0155・24・2151

営業 24・2153

販売 24・2155

ホームページ

<http://tokachi-hokkaido.jp.co.jp/>

Eメール

obihro@hokkaido.jp.co.jp

〒080-8655

帯広市西4南9の1

新得支局 0156・64・5203

〒081-0014 新得町4南3

池田支局 015・572・2660

〒083-0022 池田町西2の3

本別支局 0156・22・2257

〒089-3334 本別町北3

広尾支局 01558・2・2330

〒089-2624 広尾町並木通東1

十勝唯一「常設」の総合住宅展示場
北海道マイホームセンター
帯広市西4条南16丁目
新広南一商店通り
0155(26)5600
北海道マイホームセンター 帯広店

LOREN 支えあいパートナー事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、高齢者（地域住民）のちょっとした困りごとをお手伝いすることによって「お互いの精神による支えあいのまちづくり」の実現を目指して行う、「LOREN 支えあいパートナー事業」に関して必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業は、池田町老人クラブ連合会(以下「老連」という。)が実施する。

(運営主体)

第3条 この事業の推進のために、老連の組織とは別に互助組織「LOREN 支えあいパートナー会(以下、「パートナー会」という。)」を立ち上げ、代表は老連の会長が兼ね、その運営のためにパートナー会事務局(以下「事務局」という。)を設置し特別会計を設ける。

(会 費)

第4条 パートナー会に入会するためには、単位クラブ毎に年会費を収める。

2 年会費の額は、単位クラブ員数を基準とし次のとおりとする。

50名未満	2,500円
50名以上	5,000円

(LOREN 支えあいパートナー)

第5条 LOREN 支えあいパートナー(以下、「支えあいパートナー。」とする)とは、パートナー会に所属する全ての会員の総称である。

(利用者)

第6条 この事業の利用者は、老連の会員、あるいは当該事業の目的に賛同し、あらかじめ登録された人とする。

2 老人クラブに加入していることを入会の要件とするかについては、地域の実情に配慮し地域の各単位クラブ会長が決定できるものとする。

(提供者)

第7条 この事業の提供者は、老連の会員、あるいは当該事業の目的に賛同し、かつ LOREN 支えあいパートナー養成講座を修了の上あらかじめ登録された人とする。

2 老人クラブに加入していることを入会の要件とするかについては、地域の実情に配慮し地域の各単位クラブ会長が決定できるものとする。

(助けあい)

第8条 助けあいの内容は次のとおりとする。

(1) ゴミ出し

- (2) 買い物代行、おつかい
- (3) 掃除（整理・整頓）
- (4) 家屋・電気製品の軽易な修理（取り付け）
- (5) 庭・畑などの手入れ
- (6) 衣類の洗濯（洗い・干し・取り込み）・補修
- (7) 代筆
- (8) その他池田町老人クラブ連合会会長が必要と認めるもの

（利用時間）

第9条 利用時間は、原則として午前9時から午後5時までの間、1日1時間を限度とする。ただし、12月29日から同月31日まで、及び1月1日～同月5日までの間は、原則として助けあいを行わないものとする

（利用料金）

第10条 利用料金（謝礼金）は、提供者1名につき30分200円とする。2あらかじめ1枚200円のチケットを10枚綴り（2,000円）を事前に購入しておき、助けあい利用前に提供者に利用時間分のチケットを謝礼として渡す。

（活動費）

第11条 提供者に対する活動費は、30分につき250円相当とする。ただし、1時間毎にワインスタンプ券（500円相当）に換算して半期毎に支払う。
2 助けあいの実施に伴う材料費等実費については別途利用者が負担する。

（交通費）

第12条 提供者が利用者宅へ訪問する際に自家用車を使用した場合にのみ支払う。その際の燃料代は、1kmあたり25円とする。
2 あらかじめ1枚25円のチケットを20枚綴り（500円）を事前に購入しておき、助けあい利用前に提供者に事務局であらかじめ算定した額分のチケットを交通費として渡す。

（利用申し込み等）

第13条 利用者又はその家族等は、原則として利用希望の都度事務局に、電話又は口頭によりサービスを依頼する。
2 事務局は、助けあい提供の依頼を受けた場合、単位クラブ毎に配置した支えあいマネージャーと相談の上、提供者を選定し、その結果を利用者に連絡する。
3 依頼のあった助けあいの内容が当該事業の対象として不適当と判断した場合、または提供者の都合がつかない場合は、助けあい提供をとりやめ、その旨利用者又はその家族等に連絡する。

(支えあいマネージャー)

- 第14条 事務局から依頼を受け、利用者の状況に合わせた提供者のマッチングに向けて情報提供やコーディネートを行う。
- 2 単位クラブ毎に1名 LOREN 支えあいパートナー養成講座を受講したものの中からあらかじめ選任する。
 - 3 選任されたのち速やかに、町の介護支援ボランティア登録を行う。
 - 4 事務局と相談し、利用者に対して新たな提供者を紹介するごとに、ボランティアポイント(1ポイント)が交付される。

(支えあいマネージャー連絡会議の設置)

- 第15条 この事業の円滑な運営を図るために、支えあいマネージャー連絡会議(以下「マネージャー会議」という。)を設置する。
- 2 マネージャー会議は、各単位クラブの支えあいパートナーから代表者1名を選出し構成する。
 - 3 助けあいの質の維持・向上のため必要に応じて会議及び研修を行う。

(事務局)

- 第16条 この事業に関する事務局を設置する。
- 2 事務局には、次の担当者を置く。

(1) 事務局長	1名
(2) コーディネーター	1名
(3) 会 計	1名

(義 務)

- 第17条 支えあいパートナーは、次の義務を負うものとする。
- (1) 助けあいの提供等により知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。
 - (2) 助けあいの提供中、利用者に急変がおきた場合は、その状況から的確に判断し、必要に応じて関係機関へ連絡するものとする。
 - (3) 半期毎の活動状況を活動記録表に記録し、池田町老人クラブ連合会長に提出しなければならない。

(傷害保険・賠償保険)

- 第18条 事故等に備えるため、パートナー会は、福祉サービス総合補償に加入することとする。

(その他必要事項)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は池田町老人クラブ連合会会長が定める。

付則 この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

付則 この要綱は、平成29年5月18日から施行する。